

若手弁護士アンケートの結果について

これからの司法と法曹のあり方を考える弁護士の会
(司法を考える会)

アンケート実施方法

対象：60期～66期の弁護士 13,335名

期間：2014年9月1日～30日

方法：2014年8月31日時点の日弁連会員名簿のうち60期～66期に該当する13,618名から、FAX番号が名簿に記載されていない274名及び従前「司法を考える会」に対しFAX送信拒絶の申出のあった9名合計283名を除外した、13,335名に対し、同年9月1日、回答期限を同月30日としてアンケート用紙をFAX送信し、回答期限までにFAXでの回答を求めた。

集約総数：475

有効回答数：467

回答率（有効回答数／発送数）：3.5%

回答結果

以下の2文書にまとめた。

- 1 若手弁護士アンケート集計
- 2 若手弁護士アンケート自由記載欄

1 回答者の属性

※質問では60～65修習期を、「現行」と「新」に分けているが、以下では「現行」は「旧」と表記する。

(1) 修習期別回答者数

有効回答数467名の内訳は修習期によって著しい偏りがあり、60～66期の7期のうち、65期（旧・現合計）121名（26%）と66期111名（24%）の2期で50%を占める。

新司法試験の合格者数は新62期（2008年合格）以降、2043名～2102名の幅の中で推移してほとんど変わらないことに鑑みると、2012年及び2013年に修習を終了した65期・66期という若い世代の回答率が非常に高かったと言える。給費制が廃止されたのが65期であるため、65期以降は法曹養成制度に関心が高い可能性がある。

旧試験受験者は52名（11%）、新試験受験者は415名（89%）である。

(2) 法科大学院修了率

法科大学院修了者が417名と全体の89%、約9割を占める。2004年に創設された法科大学院の既修者クラス（2年）の1期生が2006年に受験・合格し、新60期

となっていることから、本アンケートの回答者の属性としては当然である。

(3) 予備試験受験者数

受験したとの回答は5名（1%）である。予備試験の開始が2011年であり、2011年の予備試験合格者が司法試験を受験できるのは2012年（新66期）であるから、受験経験者が少ないのは当然である。

なお、予備試験に合格したかどうかの回答は求めている。

(4) 勤務地域

東京が114名と24%だが、2014年4月1日現在、東京3会の弁護士数は全国の46%を占めていることに照らすと、東京の若手弁護士の回答率は低率だったといえる。

2 弁護士登録時の奨学金・貸与金の負債総額

負債があると回答した者は280名であり、全体の60%を占める。負債のある者の負債平均額は457万円であるが、後述のとおり全体の平均額を押し上げているのは新65期・新66期である。

旧試験組は回答数が52名と少ないため慎重に判断する必要はあるが、負債がある者は14名（27%）に過ぎず、負債がある者の負債平均額は192万円である。これに対し、新試験組は415名中267名（64%）が負債を抱えており、負債がある者の負債平均額は436万円であり、旧試験組と大きな差がある。これは法科大学院の学費負担の反映と考えられる。

新試験組の中でも、新60期から新64期までは負債のある者の割合は25%～47%であるのに対し、新65期は79%、66期は86%と、新65期から負債を抱える者の割合が格段に高くなる。負債の平均額も、新64期は約362万円だが、新65期は約600万円に跳ね上がる。負債最高額も、新64期までは1200万円が最高だったが、新65期では1500万円、66期では1680万円となっている。これらは新65期から給費制が廃止されたことの反映と考えられる。

3 法科大学院についての意見

(1) 法科大学院を司法試験の受験要件とすることへの賛否

反対が236名（51%）、賛成が192名（41%）、「どちらでもない」と未回答・不明の合計が39名（8%）である。旧試験組では52名中33名（63%）が反対、新試験組では415名中201名（48%）が反対である。全員が法科大学院修了者である新試験組においても5割近くが反対であることは注目される。

(2) 法科大学院の良い点・悪い点

良い点について、複数回答式で回答を求めたところ、「人間関係」の289（62%＝回答者467名中の割合。以下同じ）が圧倒的に多く、「実務との連携」199（43%）、「授業の質」156（33%）、受験指導を受けられる36（8%）などを引き離れた。「なし」と

の回答も 54 (12%) あった。

悪い点についての最多回答は「学費」の 379 (81%) と群を抜いていた。「合格率」174 (37%)、「受験指導不足」172 (37%)、「在学期間」164 (35%)、「実務との連携不足」115 (25%)、「授業」112 (24%) などと続いた。

最も支持される良い点は人間関係であり、8割以上が学費の高さを悪い点と考えていることになる。授業の質、実務との連携、受験指導については意見が分かれる。

(3) 予備試験の合格者数や受験資格を制限することの賛否

反対が 267 名 (57%)、賛成が 158 名 (34%)、「どちらでもない」と未回答の合計が 42 名 (9%) である。旧試験組では 52 名中 44 名 (85%) が反対、新試験組では 415 名中 223 名 (54%) が反対である。全員が法科大学院修了者である新試験組においても 5割以上が、法科大学院を経ずに司法試験受験資格を得る予備試験を制限することに反対であることは注目される。

4 理想とする年間の司法試験合格者数

選択式の質問に対する回答数合計 410 のうち、1000 名が 195 (48%)、1000 名未満が 96 (23%)、1500 名が 86 (21%)、2000 名が 29 (7%)、現在よりも増やすが 4 (10%) である。1000 名以下が 291 (71%) に上った。本アンケート回答者は 60～66 期であり、うち 61～66 期の司法試験合格者数は 2000 名を超えている。それにもかかわらず理想とする合格者数を 1000 名以下と回答した者が 7割を超えたことは注目される。

なお本アンケートには「具体的な人数(人)」の記載を求める質問も入っていたが、これに回答した者は極めて少なく有為な集計にならなかった。

5 司法修習生の給費制について

「完全復活させるべき」が 402 名 (86%)、「一部復活でいい」が 42 名 (9%)、「廃止のままでいい」が 14 名 (3%)、その他・未回答が 9 名 (2%) であった。完全復活と一部復活を合わせると 95%が給費制を復活させるべきであると考えている。

6 司法修習の期間について

「長くするべき」が 315 名 (67%)、「現在の 1 年間のままでいい」が 138 名 (30%)、「短くするべき」が 8 名 (2%)、その他・未回答が 6 名 (1%) であり、7割近くの者が司法修習の期間を長くして修習を充実させることを望んでいる。

7 弁護士業務について

(1) 業務形態

多い順に並べると、イソ弁が 260 名 (56%)、期の離れた弁護士と共同経営が 49 名 (10%)、ノキ弁が 40 名 (9%)、短期独立が 34 名 (7%)、期の近い弁護士と共同経営

が 25 名 (5%), 企業内弁護士が 18 名 (4%) 即独が 14 名 (3%), その他が 14 名 (3%), 法テラススタッフ弁護士が 13 名 (3%) である。

上記の比率を若手弁護士の縮図と断じることはできないが、約 1 割がノキ弁と回答したこと、ノキ弁・即独・短期独立・期の近い弁護士と共同経営の合計が 114 名 (24%) となっていることは、経営的に不安定な若手弁護士が少なくないことを示すといえよう。また、イソ弁の比率が高いのは、本アンケート回答者中 65 期・66 期が 50% を占めていることと関連している可能性があり、現在イソ弁であっても、今後「短期独立」などに変化する者が潜在的に含まれている可能性に注意すべきである。

なお、「その他」の 14 名の中には、即独や短期独立ではない経営者弁護士も含まれていた。

(2) 先輩から弁護士業務を習得する機会の有無・程度

「十分にある」が 271 名 (58%), 「不十分だがある」が 156 名 (33%), 「ない」が 32 名 (7%), 未回答が 8 名 (2%) である。

業務形態との関連をみると、「十分にある」と回答した者は、イソ弁では 260 名中 201 名 (77%), 期の離れた弁護士と共同経営では 49 名中 36 名 (73%) に上るが、即独では 14 名中 1 名 (7%), ノキ弁では 40 名中 4 名 (10%), 短期独立では 34 名中 11 名 (32%), 期の近い弁護士と共同経営では 25 名中 9 名 (36%) と、当然のことながら、先輩弁護士と共に仕事をする従来型の業務形態と、それ以外では大きな差が見られる。なお、企業内弁護士では 18 名中 8 名が「なし」と回答しており、日常業務が弁護士業務と結びついていないことが伺われる。

(3) 現在の不満や将来不安に思うこと

複数選択式で回答を求めたところ、回答の多い順に、「将来の所得の伸び」が 286 名 (61% = 回答者 467 名中の割合。以下同じ), 「仕事の展望」が 282 名 (60%), 「奨学金等の負債返済」が 143 名 (31%), 「今の所得」が 111 名 (24%), 「その他」が 49 名 (10%), 「不安はない」が 43 名 (9%) であった。

所得の伸びや仕事の展望に不安を抱く者が 6 割以上を占めていることは大きな特徴である。特に、「将来の所得の伸び」に不安を持つ者は、即独のうち 12 名 (86%), 期の近い弁護士と共同経営のうち 20 名 (80%), ノキ弁のうち 31 名 (78%) ときわめて高率であるほか、イソ弁の中でも 150 名 (58%) がそのように回答しており、企業内弁護士と法テラス勤務を除く若手弁護士全体が、経済的な不安を抱えている状況が読み取れる。

2015 年 5 月 15 日